

波賀生活圏の拠点づくり検討委員会便り 第7号

3月12日、「第7回波賀生活圏の拠点づくり検討委員会」を開催し、「波賀生活圏の拠点づくりの考え方（提言）」について検討委員会で確認しました。提言案はこれまでの検討委員会での意見交換をベースに、波賀町に「住み続けたい」と感じることができる「生活圏の拠点づくり（まちづくり）」の内容とすることを確認し、最終の検討委員会として終了しました。



～第7回検討委員会での素案の確認の様子～



～市長への提言の様子～

第7回検討委員会で検討した素案に修正を加え、3月25日、宍粟市役所において委員長・副委員長から市長あて「波賀生活圏の拠点づくりの考え方」の提言を行いました。

提言時には、拠点施設の名称について波賀町域の市民に公募をかけること、老朽施設の廃止や継続施設の有効活用、本提言後も生活圏の拠点づくりについては波賀町域の市民への説明とともに、市民からの提案を聴くことなどを条件とし、提言しました。

今後、検討委員会からの提言をもとに、宍粟市としての波賀生活圏の拠点づくりの考え方（計画）が策定されます。

波賀生活圏の拠点づくりの考え方（提言）の概要

波賀市民局周辺拠点施設の役割と機能の整理

現 状

- 波賀市民局
地域づくり（自治会、消防、防災等）
産業・社会資本（産業、建設、水道等）
住民窓口（戸籍・税・医療・年金等の窓口）
- 市民センター波賀
生涯学習事務所、生涯学習、サークル活動
大ホール、集会所、避難所
- 波賀文化創造センター
図書室、学習スペース
- メイプル福祉センター
保健福祉、子育て支援、社会福祉協議会

整 備 後

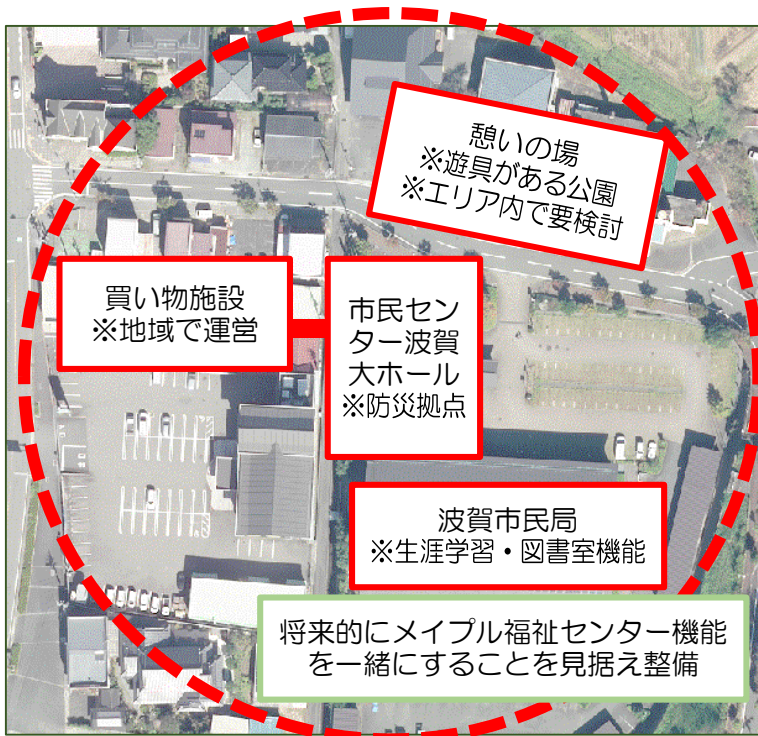
- （仮称）波賀市民協働センター
 - ・行政窓口／事務室（生涯学習事務所含む）
 - ・会議室 ・図書室 ・生涯学習、サークル活動
 - ・大ホール ・集会所 ・避難所（防災拠点）
 - ・調理室 ・学習スペース ・公共交通の拠点
 - ・公園 ・多世代交流も含め、その他拠点施設として求められる機能

※大ホールには資機材室や控室など大ホールに付随して必要な施設・設備を含む。

※将来…（仮称）波賀市民協働センターへの集約による賑わいの創出を図ること。

 - ・保健福祉センター ・子育て支援センター
 - ・社会福祉協議会

波賀市民局周辺の拠点エリア検討委員会イメージ



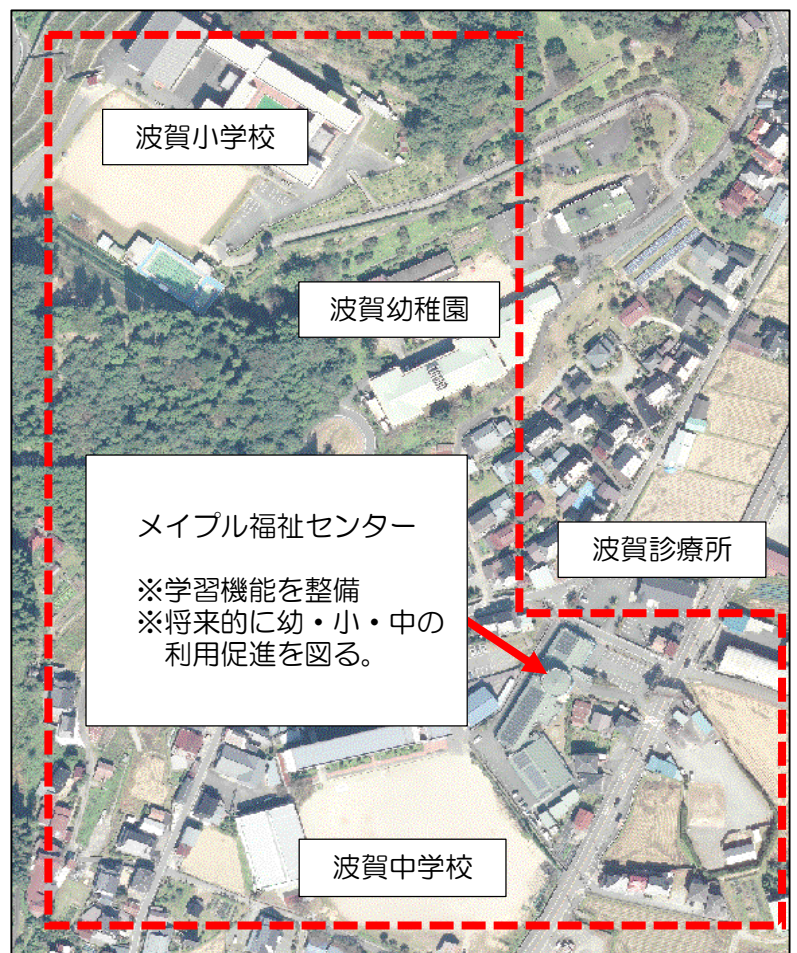
波賀市民局の空きスペースを最大限に活用し投資を最小限に抑える中で、少なくとも大ホールについては防災拠点という位置づけを持ちつつ波賀市民局とつながるかたちで新設すること（資機材室や控室などを含む）。

建設に当たっては、森林とともに生きる穴粟市をシンボリックに表す木造とし、市民局とともに地域の誇れる施設として、市内外からの利用促進が図れるホールにすること。

Aコープ跡地（地域で運営を検討する買い物施設）と接続し、連携していくことで、拠点エリア全体の賑わいを創出していくとともに、利用者の利便性向上を図るため、波賀文化創造センターの図書室機能の波賀市民局への移行を検討すること。

子どもたちがのびのびと遊ぶことができる複合遊具を整備し、保護者や多世代の交流の拠点・憩いの場として整備を行うこと。

安賀周辺の拠点エリア検討委員会イメージ



安賀には幼稚園・小学校・中学校の教育施設が集まっていることから、教育の拠点として位置付けることとした。

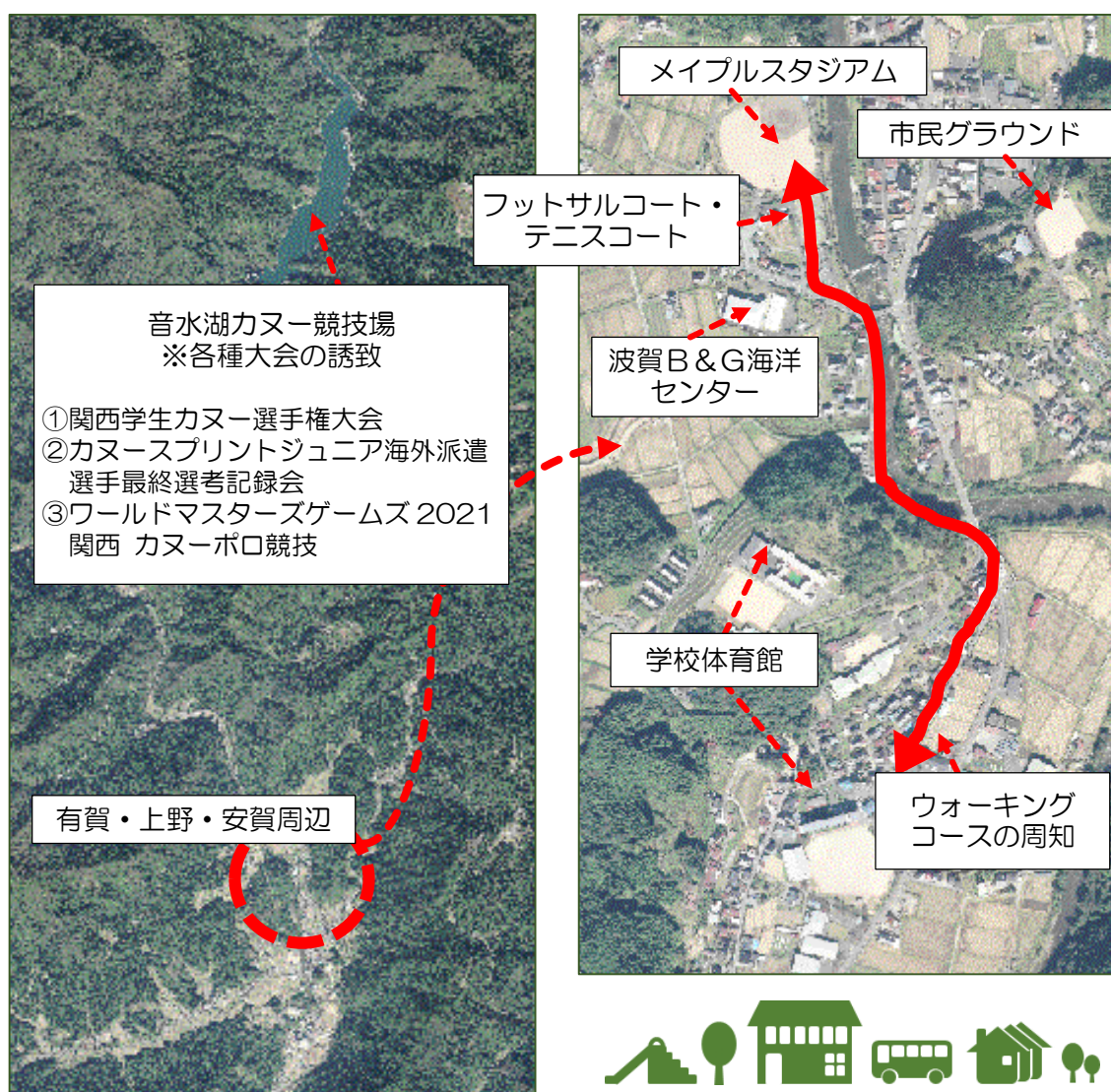
将来的には、各教育施設がひとつになり連携することによる賑わいの創出も視野に入れた施設整備を検討すること。また、子どもたちの学習の場の確保として、メイプル福祉センターを活用し学習機能をもたせることを検討し、さらに、子どもたちの部活動の活性化のため、部活動の指導者を外部から招聘する仕組みを整えること。

メイプル福祉センターについては、木造であたたかい雰囲気建物となっており、また、比較的新しいことから、当面の間は現行の機能を維持するものの、将来的にはその機能を波賀市民局に持たせることを視野に入れて検討し、その際は、メイプル福祉センターを教育の場として活用すること。

スポーツの拠点整備についての検討委員会の考え方

スポーツ施設についてはそれぞれの立地的な特性などもあり、1か所に集約し複合化させることは困難であることから、現状の施設を維持していくことを基本とし、機能を集約または変更することが可能なものについては今後検討していくこと。なお、天候に左右されない多目的ドームなどの施設を整備することで利用者の利便性の向上を図ることが望まれる。

ウォーキングなど健康づくりについても重要であり、ウォーキングマップの周知やウォーキングコースを整備するとともに、学校体育館などが活用できることについても広く周知すること。なお、ウォーキングコースの整備については、サイクリングロードや波賀城までの登山路なども活用すること。



交通網の充実についての検討委員会の考え方

公共交通としてのバスを維持し、さらに利便性の高いものにするため、地域住民が積極的に利用することの意識を醸成する必要がある。また、地域での支え合いの中での移動手段の確保などを図るとともに、歩くことが困難な高齢者のため、例えばバスを小型化し、さらにきめ細かなバスルートを設定するとともに、利用者（特に子ども・高齢者）が乗車しやすい時間帯を設定すること。

取組のスケジュール（検討委員会案）

今後の「波賀生活圏の拠点づくり」に向けては、以下のようなスケジュールを想定して取組を進めることが望まれる。

取組内容		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
拠点施設の整備・取組推進	本計画の周知と具体の計画に対する意見の聴取	→	→		
	設計事業者の公募・選定		→		
	基本計画・基本設計・実施設計		→		
	工事事業者の公募・選定		→		
	大ホール等建設・市民センター波賀の解体工事			→	→ 供用開始
	憩いの場（公園等）整備			→	→ 供用開始
	拠点づくりの取組推進	→			

検討委員会のまとめ・提言における条件

地域で助け合うまちづくり、いつまでも波賀町に住み続けることができる環境や体制づくりにつなげていく必要があり、あらゆる世代の人たちが集まり交流が生まれ、また誰からも親しまれる、やさしい拠点施設とすることが必要であるため、提言において次の条件を付する。

- ① 拠点施設がより親しまれるものとするため、拠点施設の名称についても波賀町域の住民の意見を聴くこと。
- ② 拠点施設の整備にあたっては、既存の施設を有効に活用することを前提に必要なものを建設し、一方では、既存施設を維持していくことにとられず、老朽化している施設を廃止することや、継続すべき施設については活用方法を検討するなど無駄な費用の削減を図ること。
- ③ 本提言後も波賀生活圏の拠点づくりについて具体的な内容の提案を考えているので、市としても提言後も継続して市民からの提案に関わること。
- ④ 本提言の内容を受け、今後、市で計画を策定し実行に移していく段階で、提言内容と違った方向（縮小または取り止め等）とする場合においては、検討委員会委員を参集しその理由を説明し了承を得たうえで、拠点施設の具体化と活用を含めた「生活圏の拠点づくり」の取組を進めていくこと。

検討委員会は 3 月末をもって終了しましたが、今後においても、波賀町全体で「波賀生活圏の拠点づくり」に向けて市に提言をしていきたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

■ 波賀生活圏の拠点づくりに関するお問合せ先

宍粟市役所企画総務部 地域創生課
電話：0790-63-3066
FAX：0790-63-3060
e-mail：kikaku-kk@city.shiso.lg.jp

波賀市民局まちづくり推進課
電話：0790-75-2220
FAX：0790-75-3599
e-mail：ha-machizukurisuishin-kk@city.shiso.lg.jp

